芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第35条、第40条、第41条若し くは第44条(第56条において準用する場合を含む。以下この条にお いて同じ。), 第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する 場合を含む。以下この条において同じ。),第46条第1項(法第321 条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。),第55条,第 77条, 第94条第2項若しくは第3項, 第106条第1項若しくは第2項, 第 110条第2項, 第122条第1項, 第133条第1項, 第134条第1項又は第14 5条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する 場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延 長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2 号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期 間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分 に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に 定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて 計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付 し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) 第35条,第40条,第41条若しくは第44条,第45条の4第1項,第 55条,第77条,第94条第2項若しくは第3項,第110条第2項又は第1 45条の納期限後に納付し,又は納入する税額 当該納期限の翌日 から1月を経過する日までの期間 現行

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第35条、第40条、第41条若しくは第44条(第56条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第55条、第77条、第94条第2項若しくは第3項、第106条第1項若しくは第2項、第110条第2項、第122条第1項、第133条第1項、第134条第1項又は第145条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号 において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

_____については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

に応じ、当該各号 に掲げる期間

(1) 第35条,第40条,第41条若しくは第44条,第45条の4第1項,第 55条,第77条,第94条第2項若しくは第3項,第110条第2項又は第1 45条の納期限後に納付し,又は納入する税額 当該納期限の翌日 から1月を経過する日までの期間

改正案
(2)
項の申告書,第122条第1項(第4号に掲げる税額を除く。),第1
33条第1項又は第134条第1項の申告書に係る税額 当該税額に係
る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

第106条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1 項、第133条第1項又は第134条第1項の申告書でその提出期限後に 提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日 の翌日から1月を経過する日までの期間

- (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2 項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。), 第6 03条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税 額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1 月を経過する日までの期間
- (5) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は 第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるも のを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告 書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提 出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(法人の市民税の申告納付)

第46条 (省略)

(省略)

(3)

現行

- (2) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は 第19項の規定による申告書に限る。),第106条第1項若しくは第2 項の申告書、第122条第1項(第4号に掲げる税額を除く。)、第1 33条第1項又は第134条第1項の申告書に係る税額 当該税額に係 る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告 書を除く。),第106条第1項若しくは第2項の申告書,第122条第1 項、第133条第1項又は第134条第1項の申告書でその提出期限後に 提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日 の翌日から1月を経過する日までの期間
- (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2 項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。),第6 03条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税 額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1 月を経過する日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第46条 (省略)

- (省略)
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申 3 法第321条の8第22項の申告書 (同条第21項の規定による申

告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場 合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限 とする。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額 に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適 用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出された ときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1 月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を 乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号 の4様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又 は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期 限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1 年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したとき 11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該 申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該 申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合 において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該 申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間 から控除する。
- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以 下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当 該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第 19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)

現行

告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場 合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限 とする。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額 に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適 用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出された ときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1 月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を 乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号 の4様式による納付書によって納付しなければならない。

は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期 限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1 年を経過する日後に同条第22項の申告書 を提出したとき は、 詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の 11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該 申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該 申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合 で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該 申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間 から控除する。

改正案 現 行

が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき 税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出 されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき 税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、 次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人 が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきこと を予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2 第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた 日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合に は、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの 期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が,更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には,当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において,当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは,当該修正申告書の提出期限)までの期間

<u>6</u>・<u>7</u> (省略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

5・6 (省略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第47条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付 第47条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付 の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定 する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付 しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2 項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税) 割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納 期限とし
 ,納期限の延長があつた場合には、そ の延長された納期限とする。) の翌日から納付の日までの期間の日 数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納 期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パー セント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し て納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による 更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第1 9項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に 提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過 する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れ た場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日 (法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しく は決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出 すべき法人が連結子法人の場合には , 当該連結子法人との間 に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7) に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。) 若しく は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書

現行

- の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定 する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付 しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2 項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税 割に係る不足税額についても 同条第1項,第2項又は第4項の納 期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、そ の延長された納期限とする。) の翌日から納付の日までの期間の日 数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納 期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パー セント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し て納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による 更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第1 9項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に 提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過 する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れ た場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日 (法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しく は決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出 すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間 に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。) 若しく は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書

を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項 第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正 申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知を した日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除す る。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
 - (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた 日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合に は、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの 期間
 - (2) <u>当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が,更正の請求に</u> 基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又

現行

を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと______)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

改正案 現行

は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限 る。) によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の 翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に 係る更正の通知をした日までの期間

第64条 法第348条第2項第9号, 第9号の2若しくは第12号の固定資産又│第64条 法第348条第2項第9号, 第9号の2又は第12号の固定資産 は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置 する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限 る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地 については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、 償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書 を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭 和24年法律第270号) 第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公 益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するも の、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、 令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益 財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該 当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当 するものに限る。), 社会福祉法人, 独立行政法人労働者健康安全 機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務 員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師, 准看護師, 歯科衛生士,歯科技工士,助産師,臨床検査技師,理学療法士若し くは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公 益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財 団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条

について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地 については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、 償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書 を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭 和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公 益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するも の、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、 令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益 財団法人,一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に 規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当 するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当す るものに限る。), 社会福祉法人, 独立行政法人労働者健康福祉機 構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員 共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師, 准看護師, 歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若し くは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公 益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財 団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条

第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団 法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法 人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該 土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させている ことを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (省略)

(固定資産税の非課税の適用を受けなくなつた固定資産の所有者が すべき申告)

第67条 法第348条第2項第3号, 第9号から第10号の10まで, 第11号の3 第67条 法第348条第2項第3号, 第9号から第10号の10まで, 第11号の3 から第11号の5まで、第12号又は第16号 の固定資産として同項本 文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる 用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなっ た場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長 に申告しなければならない。

(都市計画税の納税義務者等)

第142条 (省略)

準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から 第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の 規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ 当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、 当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所 有者又は所有者とみなされる者をいう。

3 • 4 (省略)

附則

現行

第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団 法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法 人等」という。) の所有に属しないものである場合においては当該 十地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させている ことを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (省略)

(固定資産税の非課税の適用を受けなくなつた固定資産の所有者が すべき申告)

から第11号の5まで又は第12号 の固定資産として同項本 文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる 用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなっ た場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長 に申告しなければならない。

(都市計画税の納税義務者等)

第142条 (省略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標 準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第 24項 , 第26項, 第28項又は第30項から第33項まで の 規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ 当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、 当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所 有者又は所有者とみなされる者をいう。

3 • 4 (省略)

附則

改正案 現行

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)

第13条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に 第13条 削除 限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の 規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1 項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあ るのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適 用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、 同条の規定を適用することができる。

(読替規定)

第16条 (省略)

8項, 第32項, 第36項, 第37項, 第42項若しくは第45項, 第15条の2 第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限 り、第142条第2項中「又は第34項 」とあるのは「若 しくは第34項 又は法附則第15条から第15条の3まで」 とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第16条の2 (省略)

- 2 3 (省略)
- 4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は4分の3と する。
- 5 · 6 (省略)
- 7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定す る条例で定める割合は3分の2とする。

(読替規定)

第16条 (省略)

2 法附則第15条第1項, 第13項, 第17項から第24項まで, 第26項, 第2 2 法附則第15条第1項, 第13項, 第17項から第24項まで, 第26項, 第2 8項, 第32項, 第36項, 第37項若しくは第42項 , 第15条の2 第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限 り、第142条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「若 しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」 とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第16条の2 (省略)

- 2 · 3 (省略)
- 4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3と する。
- 5.6 (省略)

- 8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 12・13 (省略)

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第25条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7・8 (省略)

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第25条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整 都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又 は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都 市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅 地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定 にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7 以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市 計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度 分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商 業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を

- 現行
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整 都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又 は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年 度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都 市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅 地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定 にかかわらず、当該都市計画税額とする。
 - 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7 以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市 計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度 分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商 業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を

除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の 都市計画税の特例)

第26条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整

現行

除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第26条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整

率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調 整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市 計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1. 025
0.8以上0.9未満のもの	1. 05
0.7以上0.8未満のもの	1. 075
0. 7未満のもの	1. 1

第28条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第20条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から 平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、

現行

率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調 整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市 計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1. 025
0.8以上0.9未満のもの	1. 05
0.7以上0.8未満のもの	1. 075
0.7未満のもの	1. 1

第28条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第20条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から 平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、

当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

現 行

当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年芦屋市条例第28号)新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

			1				ガは、以上部分)
	改正案					現行	
附則				附	則		
(市たばこ税に関する経過	措置)		((市たに	ばこ税に関する経過	措置)	
第6条 (省略)			第6条	条 (省略)		
2 (省略)			2	(省略	.)		
3 前項の規定の適用がある場	場合における新条例第1	06条第1項から第4	3 前	前項の	規定の適用がある場	場合における新条例第二	106条第1項から第4
項までの規定の適用につい	いては、次の表の左欄に	掲げる規定中同表	項	真までの	の規定の適用につい	ては、次の表の左欄に	- 掲げる規定中同表
の中欄に掲げる字句は、そ	れぞれ同表の右欄に掲	げる字句に読み替	0	中欄に	こ掲げる字句は,そ	れぞれ同表の右欄に掲	尚げる字句に読み替
えるものとする。					のとする。		
第 106 条第 1 項	施行規則第 34 号の 2 様式	地規改(務号 正法(に成の行うの方則正平省) 前施以お7地規)が長法一る7年 る方規の「正法と別第3 よ地規の「正法ととの行こて改税」 第式を令総8 改税則節平前施い号の5 様	第	第 106 章	条第1項	第34号の2様式	地規改(務号規正法(に成の行うの方則正平省)定前施以お27地規。)が一つでは第一の一でい年方則第法にのでは27第条る方規の「正法と8を38の改税則節平前施い号でを令総88の改税則節平前施い号
第 106 条第 2 項	施行規則第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正 前の地方税法 施行規則第 48	第	第 106 €	条第2項	第34号の2の2様式	平成 27 年改正 前の地方税法 施行規則第 48

	改正案			現行	
		号の6様式			号の6様式
第 106 条第 3 項	施行規則第 34 号の 2 の 6 様式	平成 27 年改正 前の地方税法 施行規則第 48 号の 9 様式	第 106 条第 3 項	第34号の2の6様式	平成27年改正 前の地方税法 施行規則第48 号の9様式
第 106 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号 の 2 の 2 様式	平成 27 年改正 前の地方税法 施行規則第 48 号の 5 様式又 は第 48 号の 6 様式	第 106 条第 4 項	第34号の2様式 又は第34号 の2の2様式	平成 27 年改正 前の地方税法 施行規則第 48 号の 5 様式又 は第 48 号の 6 様式

4~6 (省略)

4項及び第5項,第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場 合において, 次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲 げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(省略)					
第 10 条第 3 号		平成 27 年改正条例 附則第6条第6項の 納期限			
	第 106 条第 1 項若しくは第2項の 申告書,第 122 条第 1項,第 133 条第 1				

4~6 (省略)

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から 前項までに規定するもののほか、芦屋市市税条例第10条、第106条第 前項までに規定するもののほか、新条例 第10条、第106条第 4項及び第5項,第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場 合において, 次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(省略)				
第 10 条第 3 号	第 46 条第 1 項の申	平成 27 年改正条例		
	告書(法第 321 条の	附則第6条第6項の		
	8 第 22 項及び第 23	納期限		
	項の申告書を除			
	<u>く。),</u> 第 106 条第 1			
	項若しくは第2項の			
	申告書,第122条第			
	1項,第133条第1			

	改正案				
		項又は第 134 条第 1			
		項の申告書でその			
		提出期限			
		(省略)			
<u>第</u>	第108条の2第1項	第 106 条第 1 項又は 第 2 項	平成 27 年改正条例 附則第 6 条第 5 項		
		当該各項	同項		
(省略)					

8・9 (省略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省略)				
第7項の表以外の部	第4項の	第9項の		
分	同項から前項まで	同項,第5項及び前		
		<u>項</u>		
	(省略)			
第7項の表第108条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第 6 条第 10 項 において準用する		
<u>~> 2 %) 1 - 6</u> ~> 6		同条第5項		
(省略)				

11 (省略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲

現。行				
	項又は第 134 条第 1			
	項の申告書でその			
	提出期限			
	(省略)			
第 108 条の 2	第106条第1項又は	平成 27 年改正条例		
	第2項	附則第6条第5項		
	当該各項	同項		
(省略)				

8・9 (省略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省略)				
第7項の表以外の部	<u>第4項</u>	第9項		
分	から	, 第5項及び		
		_		
	(省略)			
第7項の表第108条	附則第6条第5項	附則第 6 条第 10 項		
<u>の2</u> の項		において準用する		
		同条第5項		
(省略)				

11 (省略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲

改正案 げる字句に読み替えるものとする。 (省略) 第7項の表以外の部 第4項の 第11項の 分 同項から前項まで 同項,第5項及び前 <u>項</u> (省略) 第7項の表第108条 附則第6条第5項 附則第 6 条第 12 項 の2第1項の項 において準用する 同条第5項 (省略)

13 (省略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省略)			
第7項の表以外の部	第4項の	第13項の	
分	同項から前項まで	同項,第5項及び前	
		<u>項</u>	
	(省略)		
第7項の表第108条	附則第6条第5項	附則第 6 条第 14 項	
<u>の2第1項</u> の項		において準用する	
		同条第5項	
(省略)			

げる字句に読み替えるものとする。

1) 3 1 Dichieved V. 3 O v/C 7 So				
(省略)				
<u>第4項</u>	第11項_			
から	, 第5項及び			
	_			
(省略)				
附則第6条第5項	附則第 6 条第 12 項			
	において準用する			
	同条第5項			
(省略)				
	(省略) 第4項 から (省略) 附則第6条第5項			

現行

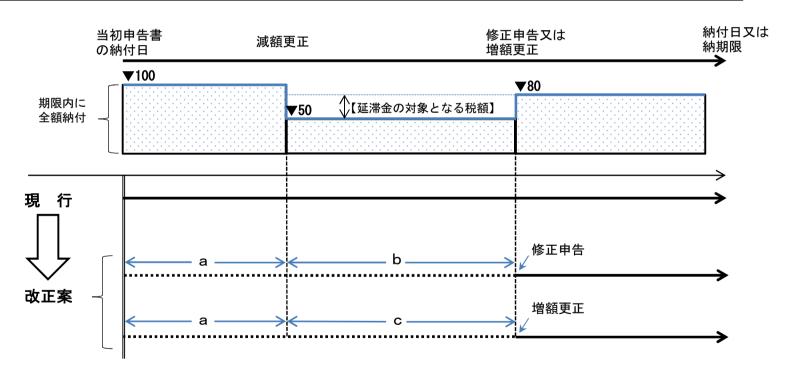
13 (省略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省略)				
第7項の表以外の部	第4項_	第13項		
分	から	, 第5項及び		
(省略)				
第7項の表第108条	附則第6条第5項	附則第 6 条第 14 項		
<u>の 2</u> の項		において準用する		
		同条第5項		
(省略)				

延滞金の計算の基礎となる期間の特例の見直し

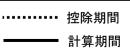
- 平成 26 年 12 月の最高裁判決では、相続税につき減額更正がされた後に増額更正がされた場合において、増額 更正により新たに納付すべきこととなった税額に係る部分について、当該相続税の法定納期限の翌日からその新 たに納付すべきこととなった税額の納期限までの期間に係る延滞税が発生しないとする判断が示された。
- これを踏まえた国税における延滞税の期間計算の見直しと同様の考え方で、法人住民税について延滞金の計算の基礎となる期間を見直す。



a: 当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日の翌日から減額更正の通知 をした日までの期間

b:減額更正の通知をした日の翌日から修正申告書を提出した日までの期間

c:減額更正の通知をした日の翌日から修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間



地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた課税標準の特例措置等に 係る割合を各自治体が自主的に判断し、条例でその割合を決定できるようにするもの。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する 発電設備のうち、次に掲げる設備に対して課す固定資産税の課税標準に乗じる割合 を次のとおり定める。(附則第16条の2関係)

※ 電池 世の ロハ	分地方税法に定める割合	本市の課税標準に
発電設備の区分		乗じる割合
太陽光発電設備	2/3を参酌して1/2以上	
	5/6以下の範囲内において	2/3
風力発電設備	条例で定める割合	
水力発電設備	1/2を参酌して1/3以上	
地熱発電設備	2/3以下の範囲内において	1/2
バイオマス発電設備	条例で定める割合	

【本市の課税標準に乗じる割合の設定の考え方】

わがまち特例導入前における地方税法で定められていた全国一律の割合は全ての設備において3分の2であるが、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備については、その普及を促進するため、地方税法に定める参酌基準の割合が2分の1と定められ、軽減措置が拡充された。

本市においては特に配慮すべき特殊な事情や必要性がなく、太陽光発電設備及び風力発電設備については、参酌基準である3分の2を本市の課税標準に乗じる割合とし、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備については参酌基準である2分の1を本市の課税標準に乗じる割合とすることが妥当であると判断した。